

インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛生証明書：インド政府との間で様式について合意した「CERTIFICATE Covering Prawn feed / Shrimp feed / Fish feed for export from Japan to India」及び「CERTIFICATE Fish meal for export from Japan to India」
- (2) 輸出者：インド向けに養殖水産動物用飼料又は飼料用魚粉を輸出しようとする者
- (3) 製造事業者：インド向けに輸出しようとする養殖水産動物用飼料又は飼料用魚粉を製造する者
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) FAMIC：独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- (6) 登録検査機関等：ISO/IEC17025 の認証を受けた検査機関、飼料安全法に基づく登録検定機関又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく登録検査機関
- (7) 飼料安全法：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
- (8) 検査実施要領：飼料等検査実施要領の制定について（昭和 52 年 5 月 10 日付け 52 畜 B 第 793 号農林省畜産局長通知）

3 衛生証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システムにより証明書の発行申請を行うこと。なお、同システムによる発行ができない等の不測の事態が生じた場合には、電子メール等による申請を行うことができる。
- (2) 輸出者は、輸出しようとする都度、別紙様式 1 の申請書に以下の必要書類を添付し、手数料を納付の上、畜水産安全管理課に提出すること。一元的な輸出証明書発給システムを利用した申請を行う場合は、電子納付を行うことができる。同システム又は電子メールを利用した申請を行う場合であって、収入印紙による納付を行うときは、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別添様式 1 に貼付して証明書発行機関へ送付すること。

① 養殖水産動物用飼料を輸出しようとする場合

ア サルモネラの分析結果

- ※ 輸出ロットで不検出であること。
- ※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。
- ※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットから無作為に5点（1点25g）サンプリングしたものであること。

イ アフラトキシンの分析結果

- ※ 輸出ロットで0.05 ppm未満であること。
- ※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。
- ※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットからサンプリングしたものであること。

ウ 輸出製品情報に関する書類等

- ・製品名、製造事業場、製造日（又はロット）等が分かる表示票等
- ・製造フロー等、加工条件及び使用原料の分かる書類
- ・インボイス、パッキングリストの写し（あれば）

エ 製造事業場に関する書類等

- ・製造事業場の施設配置図
- ・製造事業場で取り扱われる抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びに動物由来原料一覧（輸出製品の製造工程における使用の有無を記載すること。）
- ※ 4（1）の調査以降変更がなく、4（2）の有効な調査結果がある場合は省略可能。

② 飼料用魚粉を輸出しようとする場合

ア サルモネラの分析結果

- ※ 輸出ロットで不検出であること。
- ※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。
- ※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットから無作為に5点（1点25g）サンプリングしたものであること。

イ アフラトキシンの分析結果

- ※ 輸出ロットで0.01 ppm未満であること。
- ※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。
- ※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットからサンプリングしたものであること。

ウ 製品の一般成分に関する書類

輸出予定品が、下表のグレード1又はグレード2を満たす製品である旨を約した誓約書又は各分析項目に関する分析結果

項目	インド側の基準	
	グレード1	グレード2
水分	10.0 %未満	10.0 %以下
粗たんぱく	60.0 %以上 (60.0 %を含まない)	50 %以上

粗脂肪	12.0 %未満	12.0 %以下
酸不溶性灰分	3.0 %未満	5.0 %以下
NaCl	4.0 %未満	5.0 %以下
アンモニア	0.5 %未満	

エ 輸出製品情報に関する書類等

- ・製品名、製造事業場、製造日（又はロット）等が分かる表示票等
- ・製造フロー等、加工条件の分かる書類
- ・インボイス、パッキングリストの写し（あれば）

オ 製造事業場に関する書類等

- ・製造事業場の施設配置図
- ・製造事業場で取り扱われる抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びに動物由来原料一覧（輸出製品の製造工程における使用の有無を記載すること。）

※ 4（1）の調査以降変更がなく、4（2）の有効な調査結果がある場合は省略可能。

- (3) 畜水産安全管理課は、FAMIC に対し輸出製品の製造事業場に係る調査を依頼する（有効な調査結果が既に FAMIC から通知されている場合を除く。）。
- (4) 畜水産安全管理課は、（3）の調査及び書類審査の結果、申請内容に問題がないと認められるときは、速やかに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。）を行った電磁的記録による別紙様式 2（養殖水産動物用飼料）又は別紙様式 3（飼料用魚粉）により衛生証明書原本を一元的な輸出証明書発給システムにより発行する。
- (5) 不測の事態により、一元的な輸出証明書発給システムによる発行ができず、別紙様式 2 又は別紙様式 3 により書面の衛生証明書原本の発行を行う場合にあっては、郵送により交付することとし、返送に必要な料金分の切手を貼付し住所等を記入した返信用封筒を畜水産安全管理課に提出すること。

4 製造事業場の調査

- (1) FAMIC は、3（2）の調査依頼があった製造事業場に立ち入り、養殖水産動物用飼料の場合は別紙様式 2 の IV の 1 の i、2 及び 3、魚粉の場合は別紙様式 3 の II の 1、2、5、10 及び 11 に記載の事項を満たすことを調査し、その結果を畜水産安全管理課に報告する。
- (2) 畜水産安全管理課は、（1）の調査結果を踏まえ、別紙様式 4 により、製造事業場の調査結果を輸出者に通知する。
- (3) （1）の調査結果の有効期間は 3 年間とする。ただし、（1）の調査以降に当該製造事業場における施設配置、使用原料又は製造工程（加工条件、管理方法を含む。）に変更があった場合には、当該製造事業者又は輸出者は、別紙様式 5 により畜水産安全管理課に連絡することとし、同課において改めて調査結果の有効性を判断することとする。
- (4) 製造事業者又は輸出者は、別紙様式 6 により、（1）の事項に係る製造事業

場の調査について畜水産安全管理課に申請することができる。この場合、畜水産安全管理課は、FAMIC に対し当該製造事業場の調査を依頼するものとし、当該調査に係る手続は、（１）から（３）までに準じるものとする。

附 則（令和８年６月２４日付け８輸国第 1245 号）
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。